

検疫法施行規則の一部を改正する省令
 制定：令和 2年 1月28日厚生労働省令第10号

検疫法施行規則の一部を改正する省令

令和 2年 1月28日厚生労働省令第10号

検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第四十一条の規定に基づき、検疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月二十八日 厚生労働大臣 加藤 勝信

検疫法施行規則の一部を改正する省令

検疫法施行規則（昭和二十六年厚生省令第五十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（仮検疫済証の様式等）	（仮検疫済証の様式等）
第六条 （略）	第六条 （略）
2 法第十八条第一項の規定により前項の仮検疫済証に付する期間は、次に掲げる時間を超えてはならない。	2 法第十八条第一項の規定により前項の仮検疫済証に付する期間は、次に掲げる時間を超えてはならない。
一・二（略）	一・二（略）
<u>三 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の病原体に感染したおそれのある者があるときは、三百三十六時間</u>	（新設）
四～九（略）	三～八（略）

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
